

有形文化財（美術工芸品）・無形文化財・民俗文化財防災・防犯等事業費国庫補助要項

〔令和 8 年 2 月 3 日〕
〔文化庁長官裁定〕
〔令和 8 年 4 月 1 0 日〕
〔改 正〕

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号。以下「法」という。）第 3 5 条第 1 項、第 7 4 条、第 8 3 条及び第 8 7 条の規定に基づき、重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財の管理並びに重要無形文化財及び重要無形民俗文化財の保存のために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 重要文化財、重要有形民俗文化財

補助事業者は、重要文化財及び重要有形民俗文化財の所有者又はその管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

(2) 重要無形文化財、重要無形民俗文化財

補助事業者は、重要無形文化財の保持団体及び重要無形民俗文化財の保護団体（保存会等）又は地方公共団体その他文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める団体若しくは個人とする

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財については、（1）に限る）とする。

- (1) 防災計画、防犯計画の策定（計画策定にかかる調査研究を含む）
- (2) 文化財に係る原材料・用具を保護するための警報設備、消火設備、避雷設備、鳥獣虫害防除設備、免震設備の設置工事
- (3) 文化財に係る原材料・用具を保護するための施設の耐震診断及び修理工事
- (4) 文化財に係る原材料・用具を保護するための防盜設備、防犯設備の設置工事
- (5) その他文化財に係る原材料・用具の防災・防犯のために必要なもの（保存箱、保管ケース等）の新調及び修理工事

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 計画策定経費
- (2) 防災工事経費
- (3) 防犯工事経費
- (4) その他工事経費
- (5) 設計料及び監理料
- (6) 工事報告書印刷経費
- (7) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 5 0 % とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 1 4 条及び第 2 1 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 1 1 条及び第 2 1 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1. 00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する場合にあっては、補助対象経費の 8 0 % とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
有形文化財（美術工芸品）・無形文化財・民俗文化財防災・防犯等事業	計画策定経費	計画策定経費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当	会計年度任用職員を含む
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	
			報 償 費	調 査 謝 金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇 〇 謝 金	
			旅 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償	
			需 用 費	印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 会 議 費 〇 〇 費	
			役 務 費	通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 料 手 数 料 〇 〇 費	
			委 託 費 使用料及び賃借料	〇〇委託費 借料及び損料	計画策定の全部又は一部を委託する経費 会場借上料等
	防災工事経費 防犯工事経費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	
			旅 費	費 用 弁 償	
			役 務 費	通 信 運 搬 費 火 災 保 険 料 手 数 料 〇 〇 費	
			委 託 料	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する場合の経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇 〇 損 料	工事に直接必要な建物、土地等の借上料

その他工事経費	共通工事費 附帯工事費 補償費	工事請負費 原材料費 備品購入費 補償金	請負費 工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 ○○資材費 雑資材費 消防器具 立木伐採補償金 ○○保証金	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合の経費、移築工事、曳家工事等 消火器、消防ポンプ車等 本工事費に準ずる
	本工事費	給与 報酬 職員手当等 共済費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 社会保険料 ○○保険料 費用弁償 消耗品費 燃料費 修繕料 ○○費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 ○○費 ○○試験委託 ○○調査委託 ○○測量委託 借料及び損料 ○○損料 請負費 工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 ○○費 雑資材費	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む 機械器具の修繕料 本工事の全部又は一部を委託する経費 工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料 本工事の全部又は一部を請負で施工する場合の経費 (契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費 わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること) 本工事費に準ずる
	共通工事費 附帯工事費			

	<p>設計料及び監理料</p> <p>事務経費 工事報告書印刷経費</p>	<p>工事人件事務費</p> <p>委託料</p> <p>人件事務費</p> <p>事務費</p>	<p>給 与 報 酬 職員手当等</p> <p>共 済 費</p> <p>旅 費</p> <p>委 託 料</p> <p>(工事人件事務 費に準ずる)</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費</p> <p>役 務 費</p> <p>委 託 費 使用料及び賃借料</p>	<p>時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当 社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料 費 用 弁 償</p> <p>設 計 料 監 理 料</p> <p>普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 〇 〇 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 〇 〇 委 託 料 借 料 及 び 損 料</p>	<p>直営で工事施工する場合の技能員等経費</p> <p>危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む</p> <p>耐震診断を含む 耐震診断を含む 修理工事における直営実施の場合 の技術者関係人件事務費</p> <p>報告書、写真焼付等</p> <p>郵便料等</p> <p>会場借料等</p>
--	---	---	--	--	---